

# 横浜市防災会議運営要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、横浜市防災会議条例（昭和38年3月横浜市条例第1号）第7条の規定に基づき、横浜市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第2条** 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

**第3条** 会議の公開は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）及び横浜市市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月）に基づき実施する。

- 2 会議の公開及び傍聴、並びに会議資料の提供に関し必要な事項は、前項のほか、会長が指定する。

(秩序の維持)

**第4条** 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

**第5条** 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(幹事会)

**第6条** 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、総務局危機管理室長が招集し、議長を務める。

(専決処分)

**第7条** 会長において、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、第2条の規定にかかわらず、会長は、会議の権限に属する事務について専決処分に行うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、軽微な事項については、会長は、専決処分に行うことができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。ただし、次の会議の日時が定まっていない場合は、速やかに書面により委員に報告するものとする。

(庶務)

**第8条** 会議の庶務は、総務局危機管理室危機管理部防災企画課において処理する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

**附 則**

この要綱は、昭和38年8月16日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。